

【変更内容】 守谷市景観計画の屋外広告物の表示及び設置に関する事項

※赤字は、変更または追加する部分で、取消線は削除する部分です。

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第5号イ関係)

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項

屋外広告物においては、景観の良否を左右する重要な要素であることから、その表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限を定める。

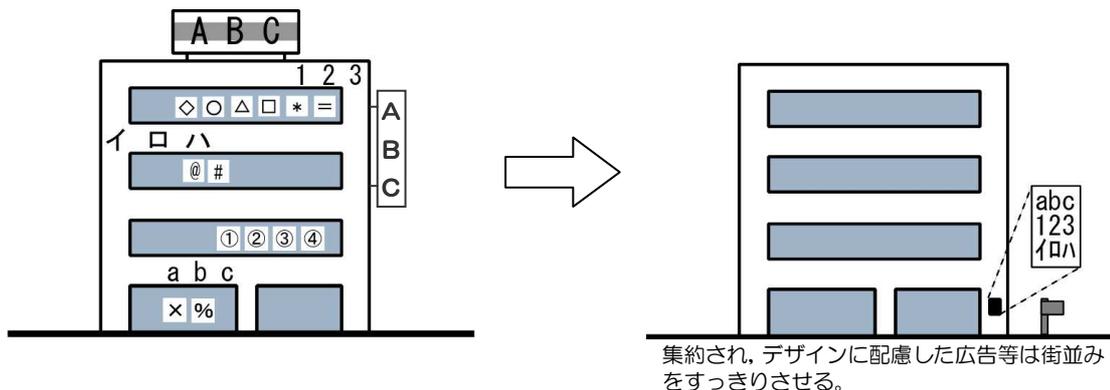
2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 市域全域（景観形成重点地区を除く）

市域全域においては、屋外広告物の形状や面積などについて、適切な誘導を図るものとし、特に主要幹線道路沿道、鉄道沿線における屋外広告物の掲出に際し、表示面積は必要最小限に留め、極端に突出した形態、高彩度の色彩の使用は避けることとする。

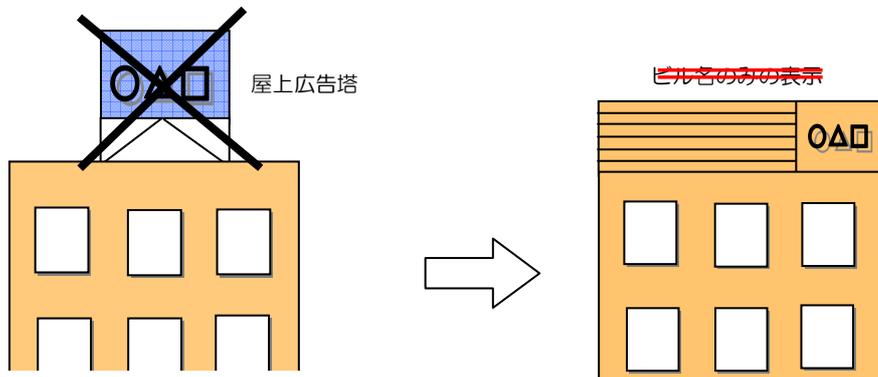
● 共通事項

- ・ 広告物は、できる限り集約化し、街並みに調和する質の高いデザインとし、高彩度の色彩の使用は避ける。



●屋上利用広告

- ・~~設置しない。~~
- ・自家広告物や公共目的のために表示する場合に限り設置できる。
- ・~~建物デザインと一体感を持たせ、地色を壁面と同色にすることや箱文字表示にするなどして、建物と調和した一体感のあるデザインとすることとした場合は、この限りではない。~~



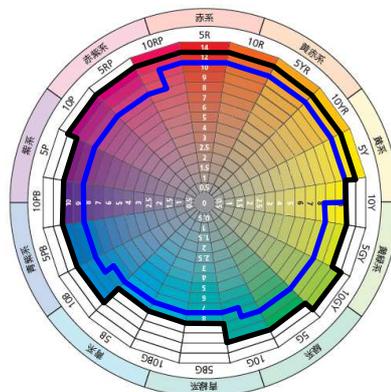
- ・~~建物デザインと一体化~~
- ・壁面の面積の1/10以下
- ・自家広告物や公共目的の場合に限る
- ・建物と一体感のあるデザイン

●色彩

- ・文字その他の具体的な図柄以外の地色の色彩は、~~色相に応じて彩度を制限する。マンセル表色系の彩度12を超える色彩を使用する場合は、表示面積の1/4以下とする。~~

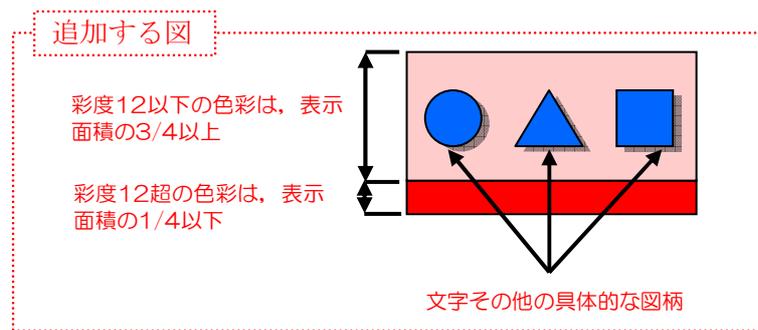
| 色 相 | 地色の彩度 |
|--------------|-------|
| 0.1R ~ 10Y | 10以下 |
| 0.1GY ~ 10G | 8以下 |
| 0.1PB ~ 10RP | 7以下 |
| 0.1BG ~ 10B | 7以下 |

~~※色彩の基準は、日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。~~



※青枠は変更前の制限、黒枠は変更後の制限を示す。

※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。



●その他

- ・映像表示装置にあっては、極度に強い光を放つものは避ける。その使用する部分の面積は5平方メートル以下とする。
- ・照明装置にあっては、激しい点滅を伴うものは避ける。
- ・不必要に発光部が露出するものや、発光部や照射範囲を動かすことは避ける。
- ・必要以上の光度、輝度を持たないようにし、減灯、消灯ができるものとする。

(2) 景観形成重点地区

重点的に景観形成を図る景観形成重点地区においては、建築物とあわせて一体的な誘導を行うこととし、屋外広告物を通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺の街並みと調和したものにします。

① 守谷駅周辺商業A地区

風格のある都市景観、落ち着いた中にも賑わいのある開放的な景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとする。

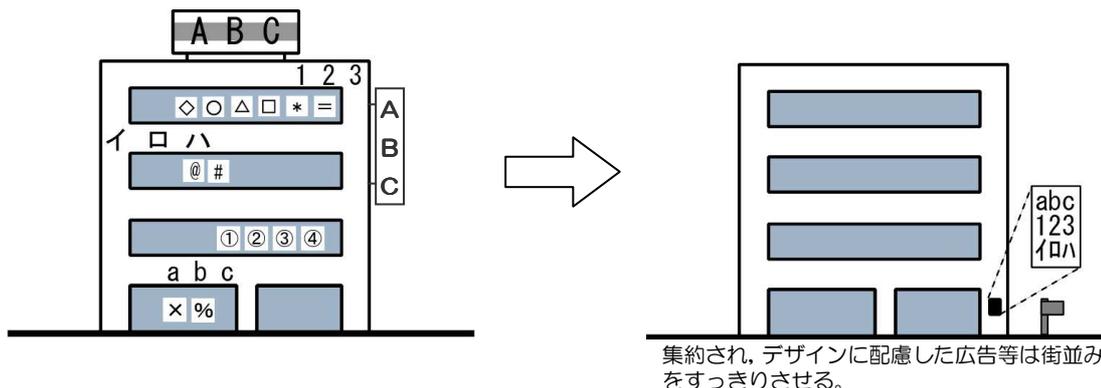
駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い場所では、その表示及び掲出方法には、十分な配慮を行うものとする。

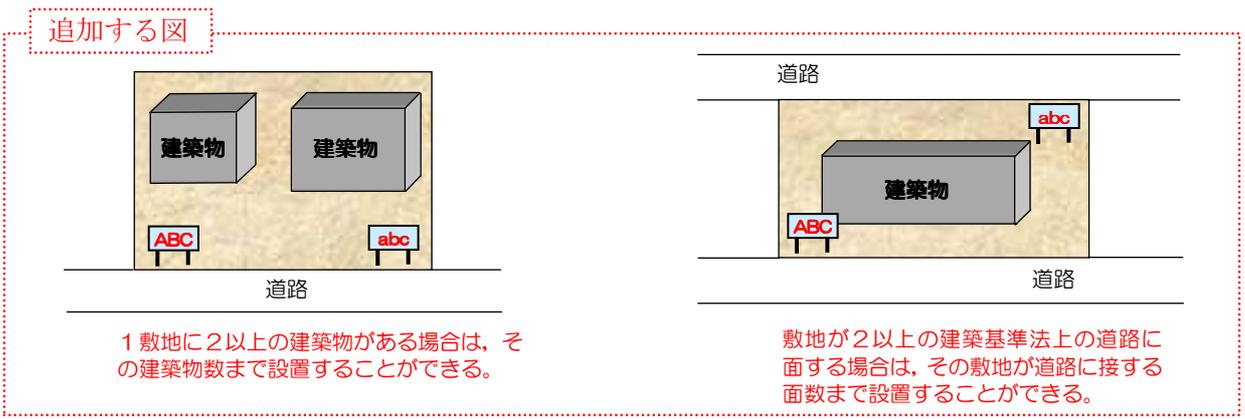
無秩序な看板、広告の氾濫は街並み景観を乱すとともに互いの宣伝効果を低下させる。

設置位置、大きさ、材質、色彩、デザインなど、表現・表示方法を工夫し、優れたデザインの商業広告物により地区の魅力を演出する。

●共通事項

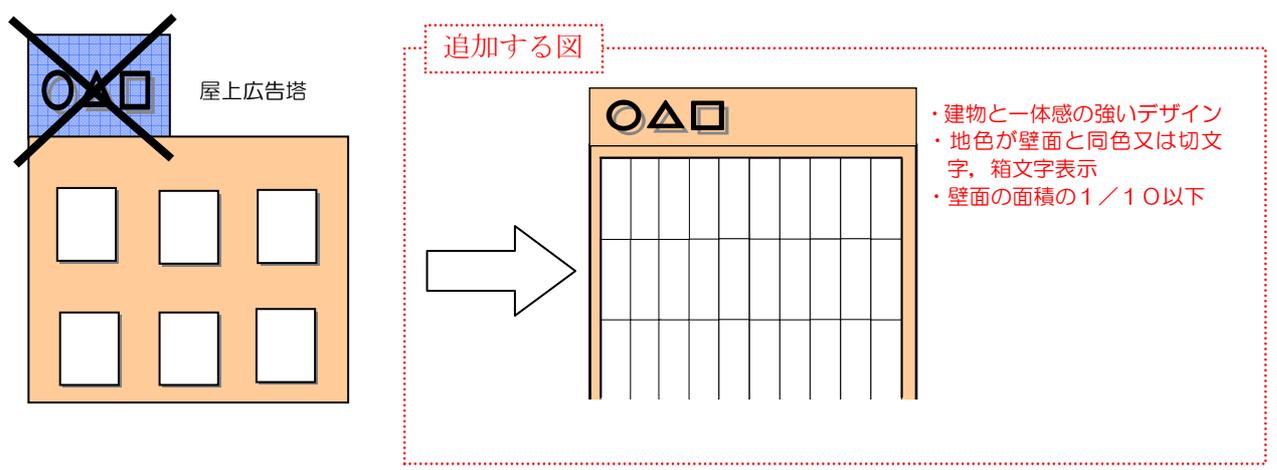
- ・自家広告物に限る。
- ・広告物はできる限り集約化し、街並みに調和する質の高いデザインとし、高彩度の色彩の使用は避ける。
- ・地上設置の広告物は、1敷地当り1箇所に集約化して設置する。ただし、その敷地に2以上の建築物がある場合には、その建築物数、又はその敷地が2以上の建築基準法上の道路に面する場合には、その敷地が道路に接する面数とすることができる。





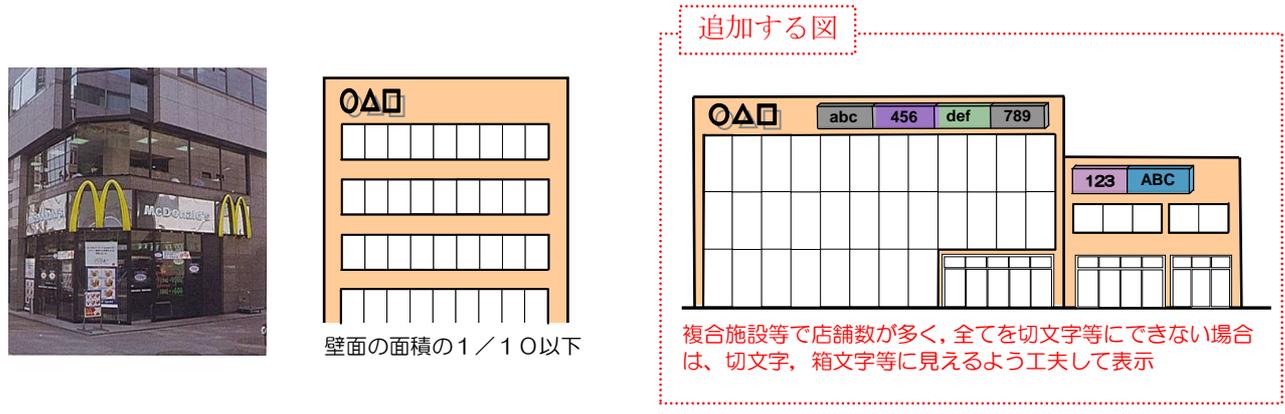
●屋上利用広告

- 原則として、設置しない。ただし、壁面に広告物を設置することが不適切で、かつ、地色を壁面と同色とすることや、切文字、箱文字表示にするなど、建物と一体感の強いデザインとして景観に配慮している場合は、この限りではない。



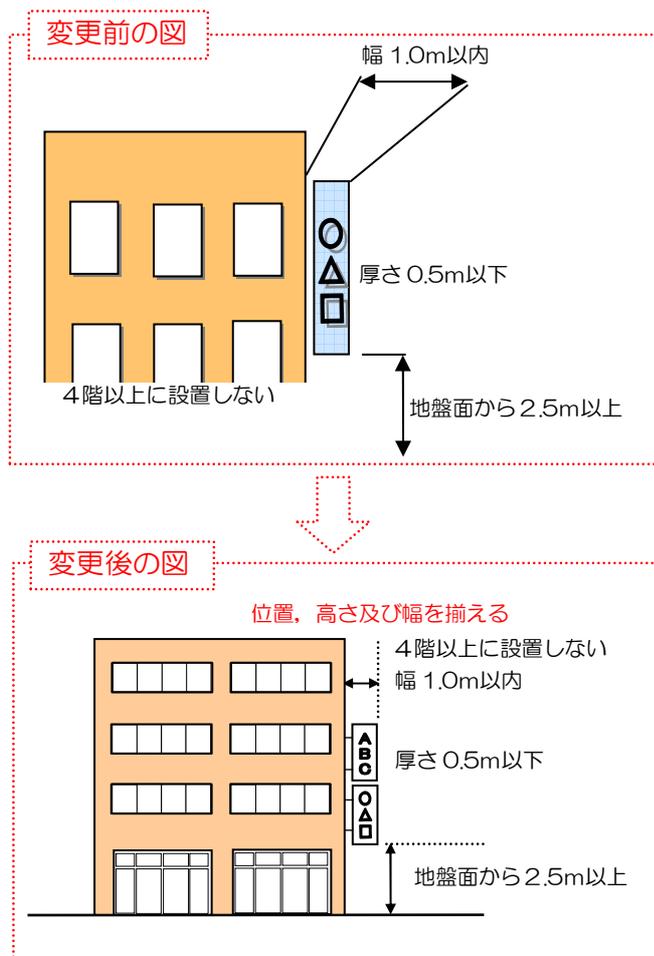
●壁面利用広告

- 切文字、箱文字等を使用し、色彩は3色以内で企業カラーの使用とし、建築物の壁面の色彩に調和するよう工夫する。ただし、建築物の規模及び用途等により、すべての広告物に切文字、箱文字等を使用することが不相当で、かつ、切文字、箱文字等に見えるように工夫した場合は、この限りではない。



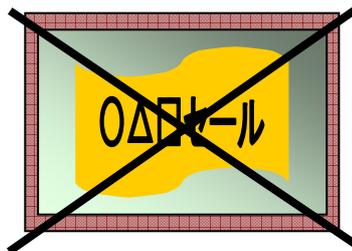
●突出広告

- ・ 広告物はできるだけ集約化してすっきりさせる。
- ・ ~~地色を壁面と同色にするなどして、建物と調和したデザインとする。~~
- ・ 高層部に設置しない。
- ・ 1壁面1箇所とする。ただし、その広告物の位置、高さ及び幅を揃えるなどして、他の広告物と同一に見えるようにした場合は、この限りではない。



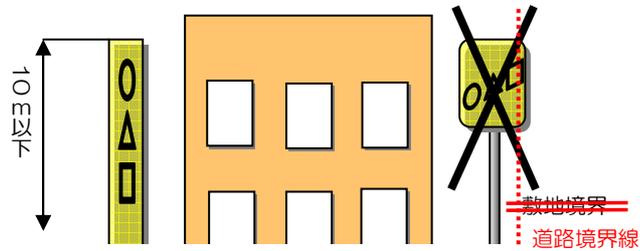
●窓面利用広告

- ・ 設置しない。
- ・ 良好な景観を損なわない工夫がなされていると認められるものは、この限りではない。



●野立広告

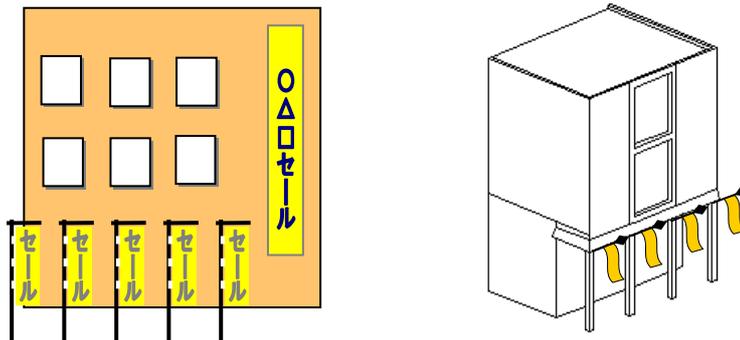
- ・独立広告物は高さ 10m以下とする。
- ・高さ 5mを超えるものは幅 1 m以下とする。
- ・歩道等に，はみださない。



デザインに配慮し，集約された広告物

●広告幕，のぼり，旗

- ・イベント時のみの掲出とし，終了後は速やかに撤去する。
- ・賑わいを演出し，また，街並みの良好なアクセントとなるフラッグ等は除く。

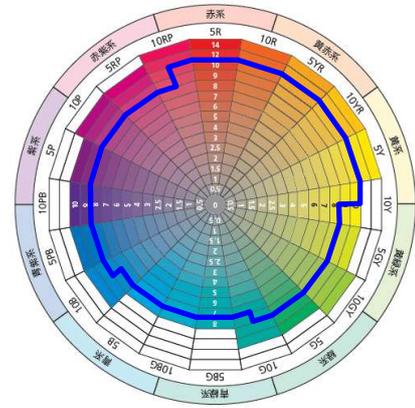


●色彩

- ・~~(1)の市域全域の基準に準じる。~~
- ・文字その他の具体的な図柄以外の地色の色彩は、色相に応じて彩度を制限する。

| 色 相 | 地色の彩度 |
|-----------------------------|-------|
| 0.1R ~ 10Y | 10 以下 |
| 0.1GY ~ 10G 0.1PB ~ 10RP | 8 以下 |
| 0.1BG ~ 10B | 7 以下 |

※色彩の基準は、日本工業規格Z8721 に定めるマンセル値による。



※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある。

●その他

- ・(1)の市域全域の基準に準じる。ただし、映像表示装置等を使用する場合は、その使用する部分の面積は2平方メートル以下とする。